

会 議 録

会 議 名	第9回小金井市市民協働のあり方等検討委員会
事 務 局	市民部 コミュニティ文化課
開 催 日 時	平成23年9月27日(火) 午後6時34分～午後9時05分
開 催 場 所	前原暫定集会施設・A会議室
出 席 委 員	安藤雄太委員長 川合彰副委員長 白井亭委員 吉田孝委員 堀井廣子委員 玉山京子委員 今井啓一郎委員 飯野恭子委員 山路憲夫委員
欠 席 委 員	千葉恵委員
事 務 局 員	1 小金井市 コミュニティ文化課長 鈴木茂哉 コミュニティ文化課文化推進係主事 岩佐健一郎 コミュニティ文化課文化推進係主事 高野修平 2 小金井市社会福祉協議会 (1) 小金井市市民協働支援センター準備室 市民協働推進員 加藤進 市民協働推進員 佐藤宮子 (2) 小金井ボランティア・市民活動センター 地域福祉係長 小早川良信
傍 聴 の 可 否	可
傍 聴 者 数	1人
会 議 次 第	(1) 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書(案)について (2) (仮称) 小金井市市民協働支援センターのあり方等について (3) 小金井NPO法人連絡会からの意見について (4) 起草委員会委員の選出 (5) 起草委員会委員長の挨拶 (6) 市民懇談会について (7) その他

会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容	別紙のとおり
提 出 資 料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書(案)(資料9の1) (2) 市と市民団体との協働推進にむけた提案(小金井NPO法人連絡会)(資料9の2) (3) (仮称)市民協働推進センター設立に向けた提言書(西東京市協働推進検討委員会)(資料9の3) (4) 中間支援センターの関係図(資料9の4)

第9回検討委員会会議結果

- 1 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書（案）について、議論した。さらに調整する必要があるということで、保留とした。
- 2 （仮称）小金井市市民協働支援センターのあり方等について、議論した。
- 3 小金井 NPO 法人連絡会からの意見について、議論した。
- 4 上記1、2、3のほか、市民協働のあり方等について、幅広く議論した。
- 5 起草委員会委員の選出
起草委員に次の5人が選出された。
安藤委員長、川合副委員長、白井委員、玉山委員、山路委員
なお、検討委員会を休憩して第1回起草委員会が開催され、起草委員長に安藤委員長が選任されたとの報告がなされた。

【安藤委員長】 それでは、今日の大きい部分にいきますと、先般まで行っておりました小委員会の契約の協働契約のあり方についての小委員会の報告ということで、これが9の1になりますので、この委員会において少し議論をしていただきたいということでご報告申し上げるものでございます。これが一つのテーマになります。

それに伴って関連づけて、小金井のNPO法人連絡会から意見提出が出てきておりますので、それも含めて多分、一緒の議論になるかなと思っております。ですから、多分1、2が一緒の議論になるかなという感じでおります。

それからその次が、今まで議論をずっと重ねてまいりましたこの本委員会でのまとめということで、起草の体制に入っていきたいと思っておりますので、その起草の委員会の体制を少しご審議いただくということと、今後の動きということになりますので、順次議論を進めさせていただければと思っております。

それでは、今日の大きい議題の1つでございます協働事業における契約のあり方に関する検討結果の報告書ということで、小委員会報告のものが、お手元にいつているかと思っておりますので、これについてご報告しながらご意見いただきたいと思っております。

事務局のほう、大変申しわけありませんが、この概略をご説明いただければと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

座ったままでいいです。

【事務局】 失礼します。座って、申しわけありません。

7月20日の第8回の検討委員会におきまして、小委員会の委員を選出いたしまして、7月20日に第1回の小委員会を開いた後、9月20日の第5回まで、5回の小委員会を開催しました。その内容を手短かにまとめたものでございます。

1ページをお開きください。これにつきましては、前回の委員会でたたき台を出しまして、小委員会の皆さんの意見を、またここに入れまして、そして案としたものでございます。

3をごらんいただきたいと思っております。検討の背景でございますが、これは市長の諮問を受けた以降の動きについて書いてあります。5行目以下ですけど、その結果、市が協働事業としている事業であっても、対等性が確保されていないなど、協働事業に必要な配慮がなされていないことがわかった。これは本検討委員会においてでございます。そうした中で、本検討委員会は、市民協働を着実に推進していくためには、協働事業における契約のあり方等を検討するとともに、その結果を答申の柱の一つに位置づけることが不可欠であるとの認識に至った。そこで、本検討委員会のもとに、小委員会を設置し、協働事業における現行契約の問題点や、契約のあるべき姿などを検討してきた。なお、協働事業における契約は委託契約ではありませんが、報告書においては委託契約を中心に述べるということでございます。これは検討の背景、いわば、はじめにということに当たる文でございます。

4番目で、国や先進市の動きに少し触れました。たまたま、これは本検討委員会で報告したことでございますけれども、「新しい公共」の円卓会議による提案がありまして、その提案に基づいて、所得税の税額控除制度の導入だとか、認定NPO法人の認定基準の見直しだとか、地域において活動するNPO法人等の支援、これは具体的にいいますと、住民税の税額控除の対象範囲の拡大でございますけど、これは条例によってできますよという制度ができました。これなど、今まで提案されていたものが、さらに画期的な改正がなされたと言われております。

2ページをお開きいただきたいと思います。(2) なんですけれども、これが実はたまたま円卓会議の後で設置された「新しい公共」推進会議で、「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会」を設けまして検討してきたわけですけれども、この7月ですが、報告書がまとまりました。このように契約に関して、多様な担い手の参画であるとか、適切な担い手の選定であるとか、適切な契約のあり方、適切な積算・支払いのあり方などを提案してございます。

この提案に対して、政府として多くの項目について、提案の趣旨に従い、一定の対応をするとともに、地方自治体に対して同様の取り組みを行うよう促すなどとしてございます。必ずしも満足、100%のものではございませんけれども、政府としての対応が結構、多方面にわたりまして書いてございます。報告書を見ますと、この会議は内閣総理大臣も出席される会議でございまして、当時の玄葉担当大臣であるとか、福山官房副長官とかも対応して、政府としての最高レベルの会議であったようでございます。それについて閣議にかけまして、政府の対応を決定しているようでございます。かなりハイレベルで決定したものであります。したがって、このような国の動きについては、本検討委員会にとって時宜を得たものであるとともに、内容も密接に関係するため、契約に関する部分を抜粋して、参考資料として「「新しい公共」推進会議の提案と政府の対応（契約部分）」として本報告書に添付してございます。

(3)、一方、先進市では、協働事業について現行法の中でできる限り対等性等を確保しながら適切な契約、これは協定書や役割分担表を含めますけれども、締結し、協働事業の実を上げる試みがなされてございます。

5は、この小委員会の開催状況及び議題を羅列いたしました。説明は省略いたします。5ページにいきます。1は省略いたします。

2は(4)だけご説明申し上げます。上記(1)(2)(3)から、契約に関する現行制度は、経済性、公平性を最も重視していると言える。この背景として、現行制度における契約の相手方は、主として民間企業等を想定しており、市と利害が対立する対立関係を前提としていると考えられる。また、特に委託契約については、市(委託者)と契約の相手方(受託者)は、指示・命令関係を基本としております。これのもと、地方自治法が大原則として一般競争入札が原則だということで、随契は、ごく例外的なものしか認めていないということから起因するものでございます。

一方、3につきましては、協働事業の特徴について述べたものでございますが、これは省略いたします。

7ページにいきます。協働事業における現行契約の問題点でございます。これにつきましては、少しご説明申し上げます。地方自治法や地方自治法施行令など、現行の契約に関する法体系は、「協働」や「協働事業」を想定していないと考えられます。そのため、通常の委託契約と協働事業の委託契約とを区別しておらず、小金井市でも協働事業について、他の委託契約と同様の取り扱いをしてございます。したがって、協働事業に必要な配慮がなされておらず、本来の協働が推進できない状況であります。

そこで、先進市では、協働事業として位置づけられた事業の委託契約については、委託契約書に付随する形で協定書や合意書を締結したり、役割分担表を作成したりして、本来あるべき協働事業の委託契約に近づける試みがなされております。

3、1に述べたとおり、小金井市には協働事業として位置づけ、一般の契約と異なる取り扱いをする制度がないため、次のような問題が出ております。これはお読みいただ

ければわかりますので、省略いたします。

次の9ページをごらんいただきたいと思います。ここで、初めて小委員会として提言的なものをここに載せてございます。協働事業の特徴を考慮し、協働事業と位置づけた事業の契約は次のように取り扱うことが望ましい。これを実現するためには、協働事業提案制度（市民提案型協働事業・行政提案型協働事業）などを創設し、第三者による協働事業の認定が必要である。また、先進市に倣って、協定書等の導入が必要であります。なお、協働事業についても、常に第三者により真に市民のためになっているかどうかの評価、検証を行うことが重要であると思われまます。

そこで、この提言なんですけど、項目としては14項目にわたってございます。この提言は、実は今、委託契約書と約款というのがあります。それから具体的な業務の内容が、それぞれ契約に従って違った仕様書が作成されております。この定型的な委託契約書と約款は、いつの時点でも使用する定型的なものですけれども、この仕様書において業務の内容等を記載されていくということでございます。

そのもとになるのが、要綱というのがあります。そのもつともとなるのが、小金井市契約規則というのがあります。この契約規則や要綱は、すべて地方自治法、あるいは政令である地方自治法施行令、地方自治法施行規則、省令ですね、これをもとにして小金井市の契約事務規則、契約事務取扱要綱ができております。それに基づいて契約書の雛形ができております。

それを見ますと、この約款等においては、例えば損害賠償の部分を見ますと、第三者に加えた損害は、受託者が負いなさいとなっております。そういうことを例にとると、おわかりになるように、市が優位に立って、平等といえない状況で約款が定められています。そういうことを考えながら、本小委員会では、このような項目をまとめたものでございます。

1としまして、一般競争入札の原則を適用せず、特命随意契約またはプロポーザル方式による随意契約を採用する。これを実現するためには、契約に関する現行の法体系との整合性が最大の問題になります。先進市では多段階の審査等——これは提案者の要件を絞ります。対象となる事業の要件も絞ります。それから公開プレゼンテーションによる審査会、庁内検討、第三者委員会による事業化決定、実施中にやります公開中間ヒアリングなどを経る中で、実質的に公平性や経済性を確保しつつ、現行の法体系との整合を図っていると考えられます。つまり、地方自治法等、法律に違反しないように、慎重に重複した手続を踏んでいると言えらると思ひます。

2としまして、市と協働相手が、協働の原則を遵守して事業を実施できる方策を講ずる。これは、典型的な提案された協働契約書の例には、こういうことが載っている例があります。

3としまして、これは市と協働相手が、その都度、認識を共有することが重要でございますので、こういう方策も有用であります。市と協働相手が協議の上、仕様書を作成する。これなどは、典型的に平等性を追求した事例でございます。一方的に仕様書を作成されて、これでやってくれというのが今の現行の契約でございますけれども、協議の上作成する。

4、市と協働相手が協議の上、課題認識、事業目的、事業概要等を内容とする事業実施計画書等を作成する。これも共通認識を持つ上で有用であります。

5、市と協働相手の役割分担を明確にするため、役割分担表を作成する。これは役割

分担表の裏に、実は責任の所在があります。役割がある以上、責任があるということで、これは両方に責任が生ずるということを明定するようなものでございます。

市と協働相手の協議の機会を保証する。これがなかなか保証されてございませんので、きちんと保証する。

それから契約金額の積算根拠に、適切な範囲でNPO等の運営そのものに必要な経費を認める。これも、積算が非常に、NPO等の存続そのものにかかわる経費はどうしても必要ですけれども、なかなか認めていただけないという現状でありますので、これを認めてもらうように。

それから契約による成果、特に著作権等でございますけれども、原則として、市と協働相手の双方に帰属するようになるところでございます。これはいろいろなレベルがあります。協議によって定めるレベルもあります。原則として行政にあるけれども、協議によって相手方に与えることができるレベルもありますが、先進市では相互に帰属すると明定しているところもございまして、一応それを参考にいたしました。

協働事業の内容によっては、複数年契約を認める。これは、現行の法律の範囲内でも可能でございます。予算の種類は歳入歳出予算とか継続費とかがあるんですけど、その中の債務負担行為という制度を活用すれば、複数年の契約が可能でございますので、これを活用していけるじゃないかということでございます。

それから事業費の負担について定める。その場合、第三者の財源も活用できるようにする。今の状況では、一方的に市の財源が100%で、相手方の財源あるいは第三者の財源もほとんど想定されていない契約が主流というか、それが今の契約のやる内容でございますけれども、自己資金あるいは民間資金を活用するという協働事業もあるようにするのがこの趣旨でございます。

11としまして、個人情報として保護すべき情報以外は、公開を原則とする。

12、概算払い、前払い制度を、委託契約についても設けるという趣旨でございます。

それから契約内容の変更について、委託者からのみではなく受託者からも提案できるようにする。これは約款で、委託者からは変更の提案ができるようになっています。これを両方から提案できるようにするという趣旨でございます。

14、契約の履行に対して発生した損害については、原則として、受託者がその費用を負担することになっています。ただし書きがありまして、これは約款でとなっています。これを委託者、受託者のいずれか一方の責めに帰する場合を除き、双方が協議の上定めるなどとしているのが先進市の例でございます。

11ページで、協働契約書の実現に向けてとあるんですけど、小委員会としては、協働契約書というのは、あるべき姿だろうということで議論を重ねておりましたけれども、1として、契約に関する現行の法体系が協働事業の契約になじまないことは、前述いたしました。そこで、地方自治体が安心して協働事業を展開でき、協働事業の成果が十分発揮できるようにするために、各方面から協働事業法制の整備が望まれている。これは法律の改正が必要ですので、一応ここにうたいました。

一方、具体的な協働契約書も幾つか提案されております。裏につけておきました。本編については、これは横浜の研究会の例なんですけど、提案団体みずから「条例や法律の整備も必要になってくる」とおっしゃっているんです。したがって、現行の法体系の中でどのような協働契約書が可能か、十分検討する必要があります。そこまでは本小委員会も手の出しようがないところですので、その程度にとどめておきました。

3番目としまして、協働推進条例などを新たに制定した場合は、契約に関してどの程度法律の空白を埋め、実質的に協働契約の実現に近づけることができるかについて検討する必要がある。これは受け取った市で検討していただくべきでありまして、具体的には小委員会でそこまでやれる状況ではございません。ちまたで言われているのは、協働推進条例をつくった場合は、かなり地方自治法の空白、つまり地方自治法は許しているんだけど明示はしていない。解釈上、許されるんだけど、明示はしていない部分について、条例で書けば許されると研究者の間では言われておりますので、この辺はかなり詰める必要がある。つまり条例の制定の部分について詰める必要があると思われま

最後です。これは参考ですけど、先ほど言いました政府の対応ですけれども、「新しい公共」推進会議の提案と政府の対応ということで、これはそっくり契約部分を抜粋しました。これは、例えば提案型協働事業の導入促進。

その次が、総合評価方式、企画競争の促進及び幅広い社会的価値への配慮。

それから13ページ、適切な契約のあり方です。契約書の作成に当たっての対等性の確保。仕様書や契約書の柔軟化と成果目標の明確化等について提案されたものに対して、政府の対応は以下のとおりとなっております。

それからまた、複数年度を視野に入れた契約の推進というものも、国庫債務負担行為を利用するように検討を進めるとなっております。地方自治体に対しては、長期継続契約の取り組みを拡大することを検討するよう促すということで、先ほど言いましたように、債務負担行為の利用を拡大するよう促すとなっております。

それから適切な積算・支払いのあり方で、提案としてはコストの把握及び適切な間接経費等の積算をするということについては、政府の対応として、23年度、試行を行うとあります。

それから支払い方法の適正化。これについても政府の対応が書かれております。

長くなりましたが、以上でございます。

【安藤委員長】 ありがとうございます。

この小委員会の中で、先ほどの報告の中にもありましたように、5回ほど議論をしていただき、実際の現場から、特に小委員会のメンバーである堀井さんの事例を根掘り葉掘り聞きながら、それにクリアできるようにするには、どうしたらいいかみたいな角度からずっと議論してきて、こういう報告に至ったという形になります。

基本的には、先週この5回目が終わったばかりですので、文言的には十分、こなれていない部分が多々あるかもしれませんが、そういう意味では、そういう文言等々について手を入れさせていただく可能性が今後あるかと思っております。その点は前提としながら、一応、基本的な考え方は、こういうふうな報告されたということでございます。本委員会の中でも少し議論、ご疑問、そういうところがあるかと思っておりますので、それを伺った上で、最終的にこれを本委員会としても、趣旨等々含めて了解していきたいと思っておりますので、いろいろな角度から気がついた点、ご意見いただければと思っております。

多分、ポイントになるのが9ページ、ローマ数字でいうところのIVのところになるかと思っておりますので、その辺のところを中心にしたご意見をいただけると、大変ありがたいなと思っております。

先ほどから事務局のほうでご説明いただきましたけれども、基本的にはこういう制度は、いかにせん行政の場合は全部法律等々に縛られて動いておりますので、その法律に逸脱しない形にしながらも、今、ご説明いただいたように、国も法制度や何か仕組みを

大きく変えたいといって、我々の議論してきたものと、かなり含めた形でもっての政府のほうも議論しようとしておりますので、そういう意味では、かなり現行法を含め将来変わるであろうことを含めながら、検討した中身が出されたと思っております。幾分、わかりにくいところもあるかと思っておりますので、どうぞご自由にご意見いただけると大変ありがたいなと思っております。

どこからでも結構でございます。

小委員会のメンバーの方も議論してきていますので、その部分というのは、いろいろなご疑問も意見もあると思っておりますので、どうぞそれも構いませんので。委員でなかった皆さん方のほうは、逆にいうと、これは何？という部分が多分あると思っておりますので、どうぞその辺のご疑問も。例えば、玉山委員なんかは実践しているしやるので、どういう意味ですかというのがあるかもしれませんし、今井委員もいろいろな形で行政とかかわりを持って実践しているかと思っておりますので、多分、この表現、この意味は何ですかというのがあると思っておりますので、どうぞご自由にご発言いただければと思います。

【玉山委員】 すみません。またいつもの稚拙な質問で恐縮なんですが、いわゆる契約書と協定書は、どう違うんでしょうか。私の解釈では、契約書というのは、私が堀井さんに何かをさせるとか、してもらい、それで対価を払うのが契約だと解釈していて、協定書というのは、二人で一緒に取り決めていくと解釈していたんですけども、協働契約において、さらに協定書の作成と両方並ぶと、私のその前提の理解だと、こんがらがっているんですけども。

【安藤委員長】 おそらく、契約というときには、お互いの負債及び債務のところを規定するものになってくると思っております。それが書かれている基本的な部分だと思っております。あと、協定というのは、じゃあどのような進め方をしますかとか、そういう部分のスケジュール的なものも含めて、どういう扱い方をするかとかというもう一個の債務規程になると思っております。

もう一個いうと、仕様書は、具体的にこれはいついつまで、こういう形のものをやりますとか、そういう段階になってくると思っております。基本的に行政の場合にはそれをつくるんですけど、普通、民間の場合の商取引は契約書一本なんです。そういうことを全部ひっくるめてこれでいきますとやるのが商取引の部分ですが、行政の場合、幾つか仕組みがあるので、その部分をクリアしていかなければいけないので、今言ったような段取りをつくった。それは今、事務局のほうで説明していただいたように、行政では、契約のいろいろな規則とか約款とかがありますので、それに抵触しないようにという形でやっているものですから、何回も必要になるところだと理解していただけるといいかなと思っておりますが、事務局、そんな意味でいいですか。私の理解なんですが。

【事務局】 協定書を市と市民団体を結ぶことによって、これはどちらも遵守する義務がやっぱり発生しますので、効力においては、それほど低い、あるいはないとは言えないんです。ですから、それなりに有効性を持つと考えればいいんじゃないかと思うんです。

【安藤委員長】 基本的には、商法及び民法でいきますと、本来は民法のほうが行政法よりか上にあるんです。だから民法でいうところの契約にすれば、それで普通は、行政法上解釈はそれが優先ですと言われていたんですけども、民法のほうが優先しているんですけども、ところがいろいろな物事を取り決めするときに、今言ったように、行政法的なもの、地方自治法とか行政法という部分があり、その中のいろいろな取り決めがあるとき

に、それをクリアするために、一つの大きい意味での契約、これらの法的、民法と同じ契約の法則。その中に、普通の民法上は、普通の契約は、その中に全部入れるんです。それを少し分割して、今言ったように、協定なり覚書なりという形に分けていく段階をとっているというのが。だからそういう意味では、基本的にいうと、多分、取り決めしたやつ、物事を書いたやつは、裁判にすると全部拘束力があるんです。

【事務局】 ちょっと今の件で、卑近な例がありますから、これは相模原市の協定書の第15条で、事業の実施より第三者に損害を与えた場合の費用負担は甲または乙のいずれか一方の責めに帰すべき場合は除き、双方が協議の上、定めるものとなっております。これは、実は今委員長がおっしゃったように、内部関係においては、これは法的な意味があるんです。ただ、第三者が損害を被って、第三者が賠償請求をする場合に、じゃあ双方が協議で、市がゼロで市民団体に100%持つという協議が調った場合かどうかとなると、そこは、第三者は民法にしたがって、あるいは民法その他の法律にしたがって追及しますので、この協定書にそうあるから市はゼロですよといっても、抗弁にはならないんじゃないかなと思うんです。ただ、内部関係においては、それなりに有効性を持つと考えたらどうでしょう。

【安藤委員長】 実際の判例には、間違いなく行政が負担、責任を負ったんです。事例、判例としては、負うのがあるんです。

【事務局】 負担能力のない者が100%負うという協議が調ったとして、第三者の損害を回復できないわけですから。

【安藤委員長】 ちょっとそういう文言、言葉的にいうかそれぞれの結んでいる部分については、言葉的にはそういう分類をさせていただきながら、とりあえず小金井市が持っているさまざまな規則等々に抵触しないような形で幾つかの段階をつくったというふうにみていただいていいかなと思います。

はい、どうぞ。

【堀井委員】 この間の小委員会のとき、ちょっとわからなかったりしたので、後でゆっくり読んでみたら、契約に関するという形にはなっているんですが、プロポーザルとか一般競争入札とかという、その話題が幾つか出ています。そこら辺は契約じゃなくて、その前の協働の相手をどうやって決めるかということなわけです。例えば、9ページの4番の1は、契約の相手方の決め方についてのことで、少し整理したほうがいいのではないかと。加藤さんには申し上げたんですが。

【安藤委員長】 意味がわかりました。多分、4番目のタイトルを変えないとだめなんでしょうね。契約書そのものじゃなくて、契約に至るまでとあるから。

【堀井委員】 そう。2から下は契約そのものなんですが、1については、ちょっと性格が違う。

【事務局】 そういうご意見いただいたことはよく承知しておりまして、先ほど委員長も、応援の船を出していただいたんですけど、本日確定するのがちょっと自信がありませんで、少し整理をして、もうちょっと報告書らしきものに仕上げたいなと思って、もしご了解いただければそういう方向でいきたいなと思っているんです。

【安藤委員長】 議論をして積み上げたやつですから、趣旨は変えませんが、今言ったように、どこかちょっと違うかもしれないという部分で、きちんとわかりやすいように、文言表現をするという意味で、これをしばらく案状態で続けさせていただきながら、修正を加えながらということ、どのみちこの本委員会の起草が、報告書があ

りますので、その点ではきちんとするとさせていただきたいと思います。一応、今みたいな指摘は、多分、多々あると思いますので、その点はそういうことだということでご了解いただきながら、後日わかりやすい表現にしていくとさせていただければと思います。

ですから、今言った協働事業における契約のあり方じゃなくて、その協働事業の契約を結ぶまでのプロセスがあるわけですので、そのことを、表現を入れるということで、そんな形で訂正を、加筆させていただくと。

【山路委員】 ちょっとよろしいですか。

【安藤委員長】 はい。

【山路委員】 基本的にはそれで、もちろん異論はないんですが、ただ、特に我々小委員会のメンバーは、何とかこれでという、今でも多少私も疑問を持っているところがあるんですが、特に1の部分です。いきなり、要するに一般競争入札の原則を適用せずということまでは、踏め込んでいいのかどうか。要するに協働……、それは特命随意契約またはプロポーザル方式によるという随意契約を採用するということになる、相当、それまでの絞り込み、つまりそこによる、その前段についている第三者により真に市民のためになっているかどうかの評価・検証を行うことが大事だということと同時に、第三者による協働事業の認定、選定が必要だということになってくるわけです。

それをどういう仕組みをつくるのかということころまでは、踏み込んでというか、これはあくまでもその契約のあり方についての報告書ですから、そのところの前段の絞り込み型、つまり協働という形に絞り込んで、さらに絞り込んだら一般競争入札の原則を適用せずに、もう随意契約、プロポーザル方式を採用するということになるわけだから、非常にそこまでの絞り込みが重要になってくるんです。それをどうするのかという議論は、当然のことながら、今度の本報告書の課題として残されたということになるんだろうと思います。そう簡単な話ではないだろうという話ですし。

それから、まだ多少引っかかっているのは、そういうことになる、非常に、いわばある意味で参入の規制をすることになる。やっぱりどうしても、別にももちろん市内だけのNPOとか、そういう人たちだけではない人たちも対象にすることになるんだけど、ただ、ほんとに市外から、あるいはいろいろなそれ以外の団体があるじゃないですか。そういうところから来る人たちを、逆に規制することになりはしないかという心配はあるので、そこら辺のところをどう考えればいいのかという問題があるということなんです。それは協働のあり方をどう考えるかにもかかわってくるんですけども。その議論は、なかなかそこまでは踏み込んでではできなかったということですよ。

【安藤委員長】 おそらく、だからそういう意味でいったとき、多分、協働といったとき、もうこの本報告の中ですけれども、いわゆる市民団体とかとなりますけれども、多分、法人格がないと基本的にだめとか云々になりますから、なくてもということ、多分、協働の相手のところの仕組みの中に入れないといけないんですよ。だからそういう意味では、NPO法人だけではなく、任意の団体も含め、それから今、山路先生が言ったような形での、小金井市だけとは限らなくてもいいかもしれないという、その側面は多分、持たないといけないと思います。

【山路委員】 そうすると、ここでいうところの相手は、もう要するに営利企業のところ、株式会社を含めて、それはもう排除する前提に立っているということですよ。

【安藤委員長】 基本的には、株式会社がやるときは、協働じゃないわけです。

【山路委員】 協働じゃないということになるわけだから、それはそれでわりきるし

かないというか、そんなものだ和我々は理解、コンセンサスをやっぱり得なくちゃいけないと、そういう前提の話なんですよね。だけど、営利が悪いのかという話でもあるんだけれども。

【安藤委員長】 だって、NPO法人そのものも、営利は別に否定してないわけですから。営利を否定していないわけですから。

【堀井委員】 初歩的な質問ですけど、営利企業、要するに企業なども協働の相手方として考えるということは、ないですか。そこは、そういう場合もあるという話……。

【山路委員】 どういう線引きにするかですね。

【安藤委員長】 それは当然考えられますよね。ただ、ここは行政ととっている部分ですから、NPOと企業ととっているわけじゃなくて、ここはあくまでも行政が協働するというその枠組みで議論してきたわけですから、行政があえて協働といったときに、事業者、企業も協働相手かという、ここは多分、利益の関係でもって、多分契約になると思うんです。そこは多分、違ってくるんです。だから……。

【白井委員】 企業でも、例えば、根幹となる事業をやっていて、例えば社会貢献的な事業ということで、それ自体がもうかるという事業じゃないものが、必ずあるはずなんです。そういった場合には、それは対象にならないんですか。それってちょっとおかしいかなという気がするんです。対象にしてほしいなと思うんですけどね。

【安藤委員長】 だからそれは明らかに、いわゆる企業としての収益事業としてのものではないということが鮮明になってくればいいわけです。だから、多くのところが別に会社としてやっているというか、会社の社会貢献部でやるとかというのは、結構多いですよ。だからその端境が見えてくればいいんだろうと思いますね。そこはまだ議論は十分詰めてないわけですから。ただ、対象でもいいんです、何でもいいんですと言っちゃったら、別に協働なんていう必要性はなくなってくるわけですよ。

【山路委員】 線引きをどうするのかという問題は、やっぱり議論する必要があると思うんです。

【川合副委員長】 あまりそこは線引きをきつくるんじゃないで、例えばプロポーザル方式だったら、市としてはこういうことをやりたいと。皆さん賛同して提案できる人は提案してください。その中に株式会社があっても、あるいはNPO法人格がなくても、それは実際にやれると。もちろん、やれることのいろいろな裏づけが必要だとは思いますが。それはまた別のあれとしまして。提案して、受けて、その中で一番いい提案があったら、それを採用するということが、僕はあまり制限すべきじゃないんじゃないかという感じが、正直言ってします。

【山路委員】 営利企業ではあっても、安藤さんが言われたように、地域貢献とか、社会貢献とか、フィランソロピーというのが、最近、特に言っていますから。そういうことでプロポーズするとか、あるいは今は、もうけ、営利を度外視しても、将来的にはパブリシティーにもなるということで、赤字覚悟でそれで応募してくるということもあり得るわけですよ。そういうところまで排除するのかどうか、そういう問題もある。

【川合副委員長】 特殊なノウハウがある、うちは経験がある、特殊なサービス形態があるから一番効率よくできるということだって、企業というのはあると思うんですよ。

【安藤委員長】 そうすると、今言ったような部分で、明らかに社会貢献だという部分は、将来的にそれが営利の事業としてというのであれば、それはやっぱり私は、一つ

の社会企業というか、一つの企業として展開していくというのが普通なわけです。そのためにいろいろな経済施策や何かが全部用意されていて、融資やなんかも全部用意されているわけです。ただ、そういった中に、例えば一企業ではなくて、一企業とNPOと何かとか、連合を組みながら事業を地域のために推進していくという、これはよく見える話ですね。だからそういったものを否定する必要性は私もない。要は明らかな地域貢献ですということを、あえてNPOとか協働、連帯しながらそれをつくろうと。

ただ、一企業と行政とというのは、非常に線引きは難しいですよ。

【吉田委員】 そういったときに、評価システムだとか、評価基準だとか、あるいはコミッティーだとか、そういったものがなければ、これは決められないんじゃないですか。

【安藤委員長】 だからそれが、多分ここでいうところの第三者委員会によってという、ここが多分、それなりの意味を、位置づけというか、それは持ってきて審査をしなければ、単純にできないということ。だからあえて公開ですよというのも条件についてやっているんですよ。いわゆる行政と一企業だけのなあなあでやりません、やらせませんというふうにしていくという、そういう幾つかの歯どめをつくらなければならないですよ。

【山路委員】 例えば、具体的な話をしますと、今、ちょっと国立で悩んでいる課題がありまして、配食サービスというのが、連綿とこの30年以上やってきているんです。どこの市もかなり補助金を出しているんですが、国立は非常に補助金率が高いんだけど、何と調べたら1食に1,000円の食事を提供しているんです。そのうち、700円を市が補助金を出しています。サービスを受ける高齢者は300円で済むんです。ところが、そんな1,000円の食事なんていうのは、言っちゃ悪いけど今どき高過ぎます。

【川合副委員長】 高いよ。

【山路委員】 ところが、一応地元のNPOで見守りもやっているとかいう名目をつけて、そんなの単純にコスト計算では通用しないだろうということで、今まで認めてきているんだけど、今度、ややこしい話になりましたけれども、介護保険改正で、来年から生活支援事業というのが入ってきて、配食とか見守りサービスが、一つの柱になってくるんです。そういうのもやらないと、ほんとに高齢者、特に認知省なんかの高齢者は安心して生活できないからというので、今まで介護保険サービス以外のところも入れていこうという話になったんですが、それで配食サービスを見直すということになったんです。ところが1,000円なんていうことじゃなくて、実際は、例えばファミリーレストランあたりで、既に500円ぐらいで配食サービスをやっているんです。

【川合副委員長】 そんなこともやっていますよ。

【玉山委員】 参入してますね。

【山路委員】 参入しているんですよ。そういう場合に、例えば最初から協働ということ念頭に入れて、そういう安くてそういうサービスができるようなところを排除していいのかと。

【玉山委員】 逆ですね。

【山路委員】 という問題なんです。だからその意味では、NPOがやっているからといっても、すべて正しいとは限らないんです。住民のサービスになっているということとは言えないんです。そこをどう線引きするのかは、第三者委員というのは非常に大事なんですよ。

【安藤委員長】 いや、視点はそのとおりだと思います。ただ、コストが安ければ何でもいいという話では、私は決してないと思う。そういうサービスはね。

【山路委員】 もちろんそうです。

【安藤委員長】 逆にいうと、事業として成り立って、企業として成り立っている配食産業なんて、いっぱい今出てきていますから、そこにどうぞという、それはそれなりで、利用する側はそれを利用しながらサービスを買えばいいわけであって、だけど、あえてNPOがやるというところに、多分、審査の目がいくわけなんだけど、審査をやる時、今やったように、何のための配食なのか。単に弁当をつくってやればいいかという話では、決してないところに、どういう付加価値をつけるかというのが、一つなんですよ。だから……。

【山路委員】 その点は、だから安藤さんが言っていることはわかるんです。理想的なのは、例えば、けやき台団地でやっているサラという「高齢者の食を考えるチャンプルーの会」という、女性たちがやっているところは、配食サービスもやっている。そこはほんとうに見守りをやっているんです。ところが、問題は、見守りとか何かの名目で、ちゃんとコスト計算もわからないのに、そういうことで今まで原価計算もせずに、我々は立派なことをやっているんだからということやってきているのは、やっぱりそこら辺のいかがわしさもNPOに一方ではあるということなんです。

【安藤委員長】 それはそうですよ。

【山路委員】 そのこのところの線引きをする目を持たないとね。

【安藤委員長】 だからそれは、私は逆にいうと、第三者委員会がちゃんと審査をするというところで、何でもいいんですというわけではなくて、そこは審査の基準だと思います。だから逆にいうと、審査員が相当責任を負うという形になろうかと思います。

【山路委員】 そういうことです。そう簡単な話でないと思います。

【安藤委員長】 そうです。

【白井委員】 協働の定義の資料で書いてあるんですけどけれども、小金井市第三次行財政改革大綱で、市民協働って何かというと、行政と多様な構成主体（市民、自治会、町内会、NPO、企業等が公共の利益に資する同じ目的のために云々とあって、基本的には企業もそれに該当するという事です。

【安藤委員長】 大枠としては入ってくるんですけども。

【山路委員】 そこら辺のところは意識してね。もちろん、すべて頭から協働、正しいと。要するに特に市内のNPOとか何かのそういう団体を前提としてという話にせずに、いろいろな可能性も考えながら、線引きを考えていくということを想定しておかないということになると思うんです。

【白井委員】 いいですか。

【安藤委員長】 はい。

【白井委員】 これって、すべての契約、要は協働事業に当たるものというのは、この手順を踏まないといけないという話ですよ。

【安藤委員長】 そういうふうにしないと……。

【白井委員】 ルールにならないんですよ。

【安藤委員長】 ルールにならないんです。

【白井委員】 いわば金額の大小にかかわらず。

【安藤委員長】 かかわらずということですよ。むしろここは金額を言っているよりか、

中身と質と方法論みたいなところは、多分問われるので。金額だけだったら、競争入札で十分なはずで、あえてそれを区分けしようとしているわけですから、それとあえて協働とっているわけですから、ここはそういう意味では、協働という枠組みの中に入ったものについては、だからNPOと行政がやるのはみんな協働でなくて、もう一個枠組みをいうと、純粋な一般競争入札で事業をとるのはNPOだって当然あり得るわけで。

【白井委員】 すべてが協働じゃないですもんね。

【安藤委員長】 そうそう。そういうところがあるんです。

【白井委員】 それは事業で委託先を選別するのと協働事業で選別するのとまた違うわけですよ。

【安藤委員長】 そうです。

【事務局】 今、白井委員がおっしゃったことは、先進市で今おやりになっていることは、過渡的なことではあっても、協働事業として位置付けてやっておられるわけで、小金井市はそれもできてないです。ですから、この提案、提言によって、小金井市はぜひ、協働事業として位置づけて、法整備がされないままでもやってくださいよという、過渡的な状況だと思います。これがもし、法整備ができれば、全然違った状況になる。契約のあり方が。

【安藤委員長】 そういう意味ではまた、法がどういうふうになるかわかりませんが、そのときもう一回見直しですね。整合性をとると。だからその間に、逆にいうと、NPOのこういう活動をすると、それなりに力をつけていってもらえるようなプロセスももう一個ないと、法律、制度は変わったけど、活動する側がちっとも力ついてないとなると、これは成り立たなくなっちゃいますので。そういう意味の次の議題の中間支援が問われるかもしれないけど。

【玉山委員】 すみません、ちょっと変な質問かもしれないけど、そもそものこの協働事業の絞り込みには、きっと今後、何らかの形でされてくる必要があるわけですよ。あまりにも多いわけですよ。第三者委員会とかに丸投げするのは厳しいくらいたくさんあると思うんですけど、まず絞り込みは、やはり行政側でなされるものなんですか。

【安藤委員長】 これは逆にいうと、双方でやるしかないんでしょうね。ここは多分、これは山路先生の小委員会のところで最終報告を出していただきましたけど、いわゆる今持っている行政の事業が、やっぱり協働という仕組みをどう取り入れるのかという問題を提起していただいていますので、まさにそういう今持っている事業をどういう協働化の、こういう仕組みの中に入れられるのか。入れられない部分も当然あるんですが、どう入れていくかが1点。そういう意味では、行政側も相当、どう市民と一緒にやるかというスタンスを踏まえなければいけないというのと、もう一つは、逆にいうと市民側から今まで行政の仕組みがないものも含めて、どう提案していくのか。

だから多分、この本委員会のところでもって、出してこなくちゃいけないのが、いわゆる協働提案事業みたいなやつを、行政側、市民側がどうできるかという仕組みを考えるとというのが、多分、本委員会の起草の中にも、議論していただきましたけれども、出てくるんでしょうね。

【玉山委員】 ありがとうございます。

【今井委員】 この協働事業みたいなのをやるときには、この支援センターに話を通さなきゃいけないんですか。

【安藤委員長】 いや、それはこれからのことですよ。

【今井委員】 何となくね、やればやるほど、首を締めるような気がしてならないんだけど。ほんとに。あと、役所か何かに行って、これをやりたいんだけど、いや、あそこ行ってもらわないと、これじゃわからないよとかって何かやられそうな気がしないでもないですよ。

【安藤委員長】 うん。だからそうすると、どうするかというのは、これから支援センターの役割なり位置づけを考えるしかないですね。ただ、今、今井委員が言ったように、概してやっぱり、今井委員のところのようないろいろな実行委員会をつくれるところは、それなりに力があるから、とんとんとん、と一んとやれば済んじゃうかもしれないけど、そうじゃないところは、やっぱり、見ていると書類の書き方もわからないみたいなどころもありますので。それはちょっと。

だから通さないとというよりか、支援センターの役割、場合によっては、ちょうど後の議論になるんですけど、何かそういうことをきちんとガイダンスしてあげられるような、そういう役割が多分、支援センターにあるんでしょうね。

【今井委員】 確かに書類とか難しいので、絶対あったほうが助かるんですけど、あんまりきっちり決め過ぎちゃうと、非常にやりにくいことがいっぱい出そうな感じがするんです。だからちょっと緩目にしておいたほうがいい部分もあったりするのかなとは思いました。

【玉山委員】 でも、今井委員たちみたいに、うまくいっているところは、私はそれはそれで実はいいんじゃないか、支援される必要はないですよ。

【安藤委員長】 支援じゃなくて、一緒にやるんだから。

【玉山委員】 多分、そういうのを把握するのは、理想的に言えば、協働に対して1つの課をきちんとつくれば、それがもし理想的にできたとしたら、そこが今こう動いているというのを把握してくれていれば、多分……。

【安藤委員長】 そうでしょうね。だから、そういう意味では、ちゃんと担当の課がきちんとした位置づけに。これが、前にこの委員会で議論してきたけど、ちゃんとした専門の担当をきちんとつくるべきだという議論をさせていただいたけれども、そういう位置づけだと思います。

【川合副委員長】 ちょっと後ほど幾つかの事例を、我々が持っている事例をご紹介したいと思うんですけど、うまくいっているケースというのは、もちろん今おっしゃったように、よりうまいノウハウを出してほしい。それを提供していけばいい。逆に言えば、あまりうまくいってない、極端にうまくいっていないケースのほうが実は多いんじゃないか。そのためにどういう解決策があるかと、多分、この議論は持っていくと思うんです。また逆のケースも多い。あるいはそういう仕組みがほしいなとは思っています。

【白井委員】 今井さんがやりやすいように、うまいことこの後もコントロールしていただければいいわけで。

【今井委員】 いろんな、ちょっと話がそれちゃう。多分、私の場合はそれなんですけど、いろいろな協働があると思うんで。お金、補助金も、全く出るばかりのもあれば、収入、稼ぐ場合というのが。みんながみんな補助金もらいたくて動いちゃうと、ほんとにお金がなくなっちゃうので、その中でも自活できるようにお金をもらって、それを種銭にかせいで、もうもらわなくてもできることも、どんどんやっていかないと、もらえる人ばかりもらえるようになっちゃうので。そんなことも、アドバイスじゃないけれども、そういうのもないと、お金がなくなる一方なのかなと思ったりもするんですけど。

【安藤委員長】 そんなこともあって、この提案のところに、いわゆる10番目のところに、第三者の財源もというのはまさにそういう意味なんです。自分たちで稼ぐ事業収入も含めて、どこかから補助金なり寄附金をもらってくるのも含めて、自分でやれますよとしないと、委託はできませんというのが、今の現状ですから。そういうのもできますよと。逆にいうと、行政が持っている壁をちょっと下げるとというのが、この10番目のところですよ。

【玉山委員】 ここは個人的には革命的だと思います。ほとんどの助成金はもうけてはいけませんよ。確実にマイナスにする必要がありますので。

【安藤委員長】 もうけるというと、また、えー、何そんなのとなるんだけど、でも適切な収入は得なくちゃいけないわけです。活動が成り立たないんです。継続できないというのがありますので。そういう意味で、不当なもうけではないんですが、適正な収入は得なければいけない。行政の人がもうけるというと、えっと言うから、「適切な収入です」と、私はよく言うんですが。

【川合副委員長】 その辺の考え方も改めてもらわなきゃいけないというので、幾つか新たに入れようとしているじゃないですか。ポイントはそこだと思うんです。

【白井委員】 それでいうと、7番も結構画期的ですよ。

【安藤委員長】 はい。そうなんです。

【白井委員】 適切な範囲でNPO等の運営そのものに必要な経費を認めるというのは、いわば、前、堀井さんが言っていた人件費ということだったりとか。

【安藤委員長】 そう。人件費も含めてですからね。

【白井委員】 ですよ。

【安藤委員長】 それは堀井さんがさんざん言っていたものですから。

【堀井委員】 その事業にかかる法人の経費です。

【安藤委員長】 実際には、法人が負担しちゃっているんですよ。だから法人のほうから見れば赤字を出すわけですよ。だからそれはちょっとおかしいよねと。だからちゃんと法人も、かかっている経費があるので、それは正当に。だから、よく我々がいうのは、法人に事業を委託したときに、大体、事業委託の2割か3割の範囲内できちんと法人の経費に充てられることも1つのルールとしてつくっていかなければ、法人が赤字を出して行って、こっちは収益も上がらないといたら全体としてはマイナスになっちゃいますから、それはちょっとおかしいよねっていう。それで、こんな文言とさっきの文言を入れさせていただきます。

【白井委員】 ここの根拠はすごく難しいですよ。2割、3割とかって。

【安藤委員長】 一般論で言っているのよ。

【白井委員】 その事業をやるに当たって、例えば人がどれくらい動くかとか、そういう人日計算するようなものというのは、もし積算根拠として出すことができれば一番いいんですけどね。

【安藤委員長】 そうですね。

【白井委員】 一般企業のシステム開発とか、結局その人が、作業としてどれくらいかかってやったかというのは人日計算で、見積の根拠として出てきますので。

【安藤委員長】 入れますからね、普通はね。

【玉山委員】 契約までの準備は一切評価されないことに、現実ではなってますよね。

【安藤委員長】 なってますよね。

【玉山委員】 これは現実のケースがあったからこそその7番なのかなと、私も思っていたんですけど。

【白井委員】 ただ、怖いのはこの7番、画期的で非常に、今のNPOさんでいろいろ活動の現状を聞いている限りは、すごく必要なことだと思うんですけど、今、例えば委託したりしていることに、全部これ入れちゃうと、逆にそのうちの経費が莫大にまた増えちゃって、結局、どこと協働してやるかみたいな、ある意味制限をかけちゃうようなことにならないかなという気はするので、それを第三者機関での判断とか。

【玉山委員】 例えば、市民団体側も同じようなサークルのつもりで、あっちこっちで似たようなことをしていたのが、幾つかこのためにまとまるとか、少し自分たちの足元をしっかりと見つめた活動に発展していくには、私は、ある意味、何ていうんだらう、死守されて生き残っていくために、さらに頑張れる人だけ頑張ればいいのかと。そうでない人たちは、いわゆるサークル活動だという感じでいいと。

【安藤委員長】 そうすると、協働という部分と、そういうサークル活動をやっている部分を、別件の意味で支援するという仕組みがもう1個必要なんですよ。お金だけじゃなくてね。だから、そういう意味では協働という部分と支援方策というのと、幾つか考えなくちゃいけないですね。

【山路委員】 それはもう当然のことだと思うんで、協働に事業というのがついている以上は、今、玉山さんが言われたように、NPOの側、市民団体の側もマネジメントがね、やっぱりきちんとやるという、その意味での努力、効率性の追求というのは当然必要になってくると思うんでね。事業と、趣味的なサークルとは別なんですから。あくまでも、その意味では、事業である以上は、ちゃんとNPOも効率性をちゃんとやってくださいよという話ですよ。

【玉山委員】 そうですよ。それでいいんだと思います。

【白井委員】 これ、お金が発生したら事業というんですか。

【安藤委員長】 お金が発生したら事業、発生しなくても事業。

【白井委員】 事業ですよ。

【安藤委員長】 お金というのは、公的財源が発生したらという意味でしょうか。

【白井委員】 はい。

【山路委員】 ここで言うと金、公的なお金が絡む部分だろう……

【安藤委員長】 公的な財源が発生しなくても、事業というのはあり得るかもしれません。

【白井委員】 となると、これは、契約に関しては、例えばお金が発生しなくても、いろいろ何か思いと目的があって、こういうことをやろうよというのを、市と、例えばNPOなのか、だれかわからないですけど、組んでやろうとなったときに、それって事業だよとなったとき、お金が発生しなければ、この契約というのは結ばないといけないんですか。

【安藤委員長】 問題が、ちょっとどの部分があるかというのはわかりませんが、お金じゃなくて、公的財産を使用する可能性がありますよね。

【白井委員】 はい、そうですね。

【安藤委員長】 建物とか土地とか。それは場合によってはその範疇に入ってくるかもしれません。経済的価値観を持ちますから、そこは。財産。

【玉山委員】 私はごくごくシンプルに、例えば子育て講座を自分たちでやるのは、

それはサークル活動だと感じていまして、もっと広報をして、予算が一つも動かなくても、いろんな人を呼びたいというそれなりの責任が発生するので、お金が動かなくても事業だというふうに解釈してたんですけども。

【安藤委員長】 それは団体としての事業ですから、どうぞという形でしょうね。頑張ってくださいと。

【玉山委員】 ですよ。自分たちだけで、内輪の勉強会を開くのは決して事業とは、お金がかかったとしても思っていない。

【安藤委員長】 それは団体側の事業で、ここでいうところの事業は、いわゆる公的財源、財産をどう使うか。だから協働なんだということなんですよ。ただ、よく広報に載せてくださいとか、広報に載せるから一緒にやっていますという、それは事業じゃないですよ、はっきり言えば。

いかがでしょうか。先ほど事務局のほうも言われましたけど、若干、言葉を少しプラスするなり、ちょっとひねるなり、わかりやすい表現にしなければいけないということのご了解をいただいた上で、こういったようなことの、ある意味では画期的だと言われた部分も相当踏み込んでいます。もしかすると、事務局はこれで行きたいというけど、違うところの管財課あたりに持っていくと、こんなのがって言われる可能性もなきにしもあらずなんですけれども、それでもこういったものを少し文章化して表に出して、少し市役所の中でも議論をわき立たせていただけるようなきっかけになればいいかなというのちょっとありますので、その後は本委員会でもまたきちんとまとめるという、2段階ぐらいの段階を踏まえていきたいなと思いますが、もしよければ、こういったようなことで小委員会から受け取って、本委員会の中で検討させていただきますということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。こういったことで、一応小委員会の報告がありましたと、一部分、文言の変更もあり得るかもしれませんが、そういうことでいただきましたということのご報告をさせていただきます。

そうすると、その次の今日の議題のもう1個、これにかかわるんですけども、一応、報告は報告ということで、本委員会は承認しましたということですが、それに向けて、NPO法人連絡会のほうもこれに合わせて議論してきていますので、この部分について、少し合わせて議論をさせていただければというふうに思います。

これはどうでしょうか。事務局のほうでやってもらったほうがいいんでしょうか。

【川合副委員長】 じゃあ、私が。

【安藤委員長】 じゃあ、川合副委員長から。すみません。今度はNPO法人連絡会として。

【川合副委員長】 NPO法人連絡会の代表という立場で、少し。お手元の、9-2と右側に振っているものをごらんいただきたいと思います。

大きく2種類の資料になっておりまして、一番最初、表紙のところには、総論のところで話をまとめてみました。いろんな話をした中でまとめてみたということが一番で、それから、2枚目以降の資料は、生のケースという格好でご紹介をしたい。この生のケース、実は合計5枚ぐらいになっているんですけども、後ろ3枚は同じ事業内容で、やっている対象のNPOが違ったということで、生のケースは3つをご紹介します。

一番最初のページに書いている、私どもの提案という格好にさせていただいておりますが、私どもなりに、みんなで勉強会を含めて、NPO法人連絡会としても、かれこれ

もう6年になりますか、協働ということをやってきました。その中で、今回、ちょうどこのあり方委員会もあるものですから、まして私たちが委員として出るようになったものですから、小金井のNPO法人の中で実際に、役所とやっている事業をみんなで洗い出しませんかという格好で調査をしたということでございます。その一覧表もあるんですが、それは今回、皆さんのお手元には届けておりません。

この中で幾つか問題が出てきます。提案事項というふうに書かせていただきましたけれども、1つは事業提案に関するところで、実際に何かやろうとしたときの問題、それを受け取ってくれる問題、これからも事例出ますけれども、何か困ったことがあったときの相談窓口等々の問題を、1番で事業提案に関するものとして。その意味でいえば、内容的には、先ほどの契約のあり方等に関する検討結果報告書の中にまとめられていることとほぼ共通しているかなとは思っています。

2番目の話も、これはどちらかというと先ほどの、協働の場合でいえば、競争入札が一番なじまない等々の話があって、私どもはそれを体験していますので、その辺の話での改善の提案をしています。

それからもう1つ、実は今までの趣旨と少し違って、私なんかから見たら、実はこの問題が大きいんじゃないかと、この事例をご紹介する中でもこれが出てくるわけですが、受取側、協働を推進する側の中心である行政側の理解、あるいは熱意、意識というものが、すごく大きな問題になっている。ちょうど今からご紹介するのは、すべてそれがあらわれているだろうと思いますけれども、こういうものをどうして理解を得るのか。これは仕組みの問題でもありましょうし、先ほど言った第三者評価委員会とかいうところの、そこから見た人の力かげんということにもすごく大きく影響してくると思います。実は、そこでの問題が多々出ております。

それから、逆に言えば、今度は私たち自身が、いろいろと問題があると思っております。

あとは、情報の共有化とか情報公開という話もあったかと思えます。そういう意味では、この部分に関して、具体的なところに関しては、個々には網羅されているというふうに理解はされております。新たな、こういう課題を考えてほしいという話は、特に出しておりません。個々の点に関しては、ほぼカバーされていると私どもは思っております。ぜひ、この今の提言事項の実現に向かってほしいと思っています。

実は、こんなことが起こっておりまして、これからはこんなことは起こってほしくないという趣旨で、ご紹介してみたいと思います。1つは、一番最初、法人名がひ・ろ・こらぼ。これは、この場で、小委員会の中で何回か議題になっておりますので、小委員会の委員の方はご存じいただいているケースだと思えますが、事業名としては、東児童館の運営委託というところです。

ここでは、実は9番で、事業を行うようになった経緯と書いてありますけれども、プロポーザル、これはプロポーザルということでやりました。それで、堀井さん、たしか9社でしたっけ。

【堀井委員】 7社だったか、はい。

【川合副委員長】 要するに、その中で選ばれたということです。

【堀井委員】 そうですね。

【川合副委員長】 俗にいうプロポーザルです。

【堀井委員】 企業と公益法人とNPOとが参加した。

【川合副委員長】 参加した形ですね。その中で、提案内容がいいということで、ひ・ろ・こらぼさんが選ばれたというケースです。

1つのポイントは、多分、ここには出ておりませんのですけれども、行政側から見た場合に、小金井市には4つ児童館があって、そのうちの東児童館だけ、とりあえずこういうプロポーザルにした。何らかの変化を求めたというふうに、常識的には認められますし、ひ・ろ・こらぼさんが選ばれたのにも、新たな幾つかの提案をですね、こういうことをしようとなさったということも聞いていますが、それが評価されたとも聞いてはおります。そこまではすごく素晴らしいことだと思うんですね。

さて、私の目から見た場合に、このお話伺ってて、幾つか問題があります。1つの大きな問題は、せつかく小金井市は4つの児童館のうちの1つを、何か変化をしようとして、こういうひ・ろ・こらぼさんのようなプロポーザル方式での事業を選択したにもかかわらず、5年間、この東児童館以外を、プロポーザル方式云々で民間委託しようとする動きを全然していないということが最大の問題だと思うんですね。挙げ句の果てに何が起こるかという、一番最初に書いてますが、5年間やってきた結果で、次は、だから来年度ですね、改めて、随意契約じゃなくてプロポーザルをまたやるよと言っていると。ここでやるんじゃないくて、これ、もしやるんだったら、ほかの児童館をもっと早くやるようなこと——要は何を言いたいかというと、多分、この事業そのものをだれかさんがやろうとしたにもかかわらず、その精神が消えちゃっているんじゃないかというのが1つ。

それからもう1つは、ひ・ろ・こらぼが5年間やったことに当初の目的のとおりなっているのか、なっていないのか、いいのか、悪いのかということもわからない。実はこれ、情報公開ということをしてほしいなと私たちが言い出したのも、1つのポイントはここにある。評価をしているという点で、評価は外から見られるんですかと。だれが評価しているのかという話ですね。

それともう1つは、実際に日々、ひ・ろ・こらぼさんがなさっている中に幾つかの問題があるのは、新しい何かをしようとしたときに、ほかの児童館と合わせてくれという問題がある。これまた精神がおかしいねと。新たなことをしようとしたにもかかわらず、ほかと同じようなことでやってくれという縛りがあったんですね。そういうこともあったと。

それからもう1つは、幾つかの条件の中で、ここに1つは職員の定着なんてことが言われるけれども、ああ、その前に、複数年度契約じゃないものですから、おまけに行政からは、受託したときに、これは5年間やるよとか3年間やるよとかいうことを一切言われませんから、単年度、単年度ときた。もう1つの問題。現実問題は、方法論としては、多分、こういう格好で5年間続けたんですが、早くにそういうことのお互いの認識ができていればまた違った面で、もっと質の違ったこともできたし、いろんな交渉ごともできたかなと。もっとプラスのことができたにもかかわらず本来の協働の、NPOの持つノウハウをより積極的に理解して、この事業運用をよくする方法があったにもかかわらず、それを生かすことを試みなかったように見えるという話です。僕から見たときの、この事業の大きな問題かなと。そういう意味じゃ、協働のための契約の中の問題とかになるかと思うんですけど、そういう評価の問題、それから発展性の問題等々が、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

極端な言い方をすると、この担当部署の人たちの、この事業に対する熱意はどうなっ

ているんだろうかなというふうな感じが、すごくするケースですね。これは、そういう意味で言えば、第三者評価的なもの、あるいは、もしひ・ろ・こらぼさんがよろしければ、もっともっと広げたほうが小金井市にとってよかつたはずだし、悪ければ、もっと早くにやめて別の方法を選べばいいような気もしますし、その辺がすごくあいまいなケースだなというふうに見受けました。1つのケースです。

それから、次の裏ページをごらんいただきたいんですが、これはNPOさんで言えばグリーンネックレスというNPOです。3番目の協働事業名で、環境配慮型住宅ということで言うております。その事業内容はこのようのはちょっとお読みいただければわかると思いますけど、今のこれからの日本の、今ある環境に配慮して、新しいやり方、ちょうど今は省エネの話がありますけど、電気を使わない冷房の方法、電気を使わない暖房のやり方なんていうのは、実は家の設計によってはできるんだよと言った、そんな環境に配慮した建築をもっと進めようよと、こんな提案だというふうに思っていたくとよさそうに思います。

何が起こったかという、9番目、10番目に書いてありますけど、こういうことのやり方を、実はこのグリーンネックレスさんが東京都に話しかけて、東京都がこれを認めて、東京都が小金井市に予算をつけて落としてきたと。全く、提案型の協働事業の典型的なもののように、一見、見えます。何が起こったかという、部署が2番目に書いてますが、環境政策という部署があるようなんですが、この部署では、これは全く、この提案、この動きも評価せずに、競争入札しかない。競争入札で、仕様は勝手に彼らが決めたわけですね。一般建築物として。東京都が評価した、彼らが提案した環境設計型のモデルハウスをつくろうなんてことは一切関係ない。だから、モデルハウスの仕様から競争入札、ちょうどここに書いてますけど、追加記入欄に書いてますけど、小金井市は企画に500万、設計に600万円の予算をつけた。何の仕様もありませんから一般入札しましたら、企画は300万、設計は240万で落札しましたと。よくよく見たら、この業者さんはそんなことをすると思っていなかったという話になって、このグリーンネックレスさんは、人がいいことに、その下請けに入って、その事業をやった。

まさしく、これは僕から見ますと2つ問題があって、1つは行政側の政策、環境政策、あまりにも不勉強だと。おまけに競争入札でなくて、多分、今回、皆さんも勉強なさっていますが、工夫すればプロポーザル方式だってできたはずだし、いろんな知恵があったはず。それにもかかわらずこんなことが起こっています。

それからもう1つは、このグリーンネックレスさん側に問題があるのは明らか。この間彼にも言ったんです、こんなことするから、行政が甘えて、予算が半額まで減ったので、多分、東京都に威張ってるんじゃないかと思うんですね。東京都は1,000万もつけたのに、うちは500万でやりましたよと。でも、現実はなかなかそうじゃなかったように思う。これは半分冗談ですけど、そんなことで、グリーンネックレスさんは、それが仕様どおり、予定どおりのことができなければ、小金井市は東京都に責められるかもしれない。多分、そういう評価システム、現実問題ないから、どんなことでもよかつたのかもしれないけど、たまたまそんなことが報告されてきました。

その意味でいえば、提案型の事業に対する取組み方を少しでも担当部署が知ってればもっと変わったものに、なつたんじゃないでしょうか。

それからもう1つは評価の問題ですよ。だれがほんとに、その責めを受けるのかという話だと思いますけど。そんな仕掛けもできてないので、こんな不都合がまかり通

っているという話かと思えます。

それから、3つ目の事例は、NPO法人さん、一番上が、パーソナルケアサービス小金井かいわいで、事業名は、育児支援ヘルパー派遣事業と書いています。ここは実は、次のページ、次のページも見ただけであれば、基本的にはNPO名が違うだけで中身は一緒です。

そういう意味では、最後のページのケアサポート湧のものがわかりやすいかと思えます。この事業そのものは、平成14年からやっているということですから、もう7年やられている事業です。予算規模は100万前後の予算規模になって推移してきていると。

当初の内容は、どうも育児支援の派遣、ヘルパーさんを出していくと。

【堀井委員】 川合さん、育児支援じゃなくて産後支援。

【川合副委員長】 産後支援、ごめんなさい。この3者とも、実は産後の話じゃなくて訪問介護事業者さん。堀井さんね、それでいいですよ。

【堀井委員】 そうです。

【川合副委員長】 だから、何を小金井市では期待したかという、ヘルパーさんに手伝ってよという話でスタートした。対象は子育て支援。どうも内容的には——そうか、湧さんのやつは育児支援と書いてある。出産後、2カ月以内に15日程度お手伝いをして、これは玉山さんが一番詳しい世界だと思いますが、そんな話。

それから、もう1つの事業内容に、育児困難な人たち、ここには特定妊婦家庭、または要支援家庭とふうにしていますけれども、育児に大変苦しんでおられる人を対象にした、それで1年間で35日、少し幅を広げた事業というのがあるんだそうです。

当初は、この育児支援、産後支援、子育て支援ですね、ここからスタートした。それはそれなりにできていた。ところが、どんどん事業内容が変わったんですね。10番のところにありますけど、9年経過して、実は子育てとか産後支援が20%で、養育困難家庭が80%になってきたと。だから、事業内容ががらっと変わってしまっている。

内容が変わっているにもかかわらず、何が起こったかという、予算そのものは変わらない。単価がですね。単価そのものは変わらない。したがって、ここで皆さん悲鳴上げているのは、もうだめだ、ヘルパー出せない、出したくない、赤字にしかならないと。ヘルパーさんにはお金払わないといけないけど、市からのお金が入らないということで、もうやめたいというふうに言っている。

このとき、1つの大きな問題としては、こういうことは、だれがどういうふうにすれば、もちろん、この担当部署と各NPOが鋭意交渉しなさいと。実は、報告によると、今まで改めて話をして、もうやめると宣言しているというふうなことを言っておられました。そうすると、だれが受けるんですかというのでほかに声かけたんだけど、どうも2者ぐらいがやるとおっしゃった。でも、1年はつき合ってあげますと言っているという格好で、それを、この3者のNPOさんが、泣き泣き今までやってきたと。

今回の契約書の中にも契約内容の変更等をですね、NPO側から市に対して申請できるようなところということも、入れていただいているわけですけども、かといって、それはこんなことが起こったときに、言葉としてはそれでいいと思うんですが、現実、実際問題、こんなことで反映できるんだろうかということがすごく疑問がわいた。私のような人間の理解からいくと、行政窓口が、一体、この事業は何て考えているんだろうか。あるいは、協力してくれているNPOさんの実情をどういうふうに見て、理解して、次、手を打とうとしているのかということが全く見えないということがすごく気になり

ます。

その意味では、今後の1つの大きな問題、どうしても、当然ながら、行政側が主導で物事が動くわけなんです、彼らの協働というものに関する理解の仕方と、もう1つの問題は、担当者がよくかわるとい話があります。人がかわることによって、がらっと変わってしまうということがあっても、今やっている事業そのものの目標であるとか、熱意であるとか、評価であるとかいうことをもっとシビアにしていかないと、行政側はよくなるんじゃないか、こんなことを思っております。すみません、だらだらとうまく説明できなかったんですが、こんなことが起こらないような仕組み、答申を、ぜひ我々としてはしたいなと思っているという意味で、ご理解いただければと思います。

【今井委員】 難しいですね。見方によっては仕事の発注の仕方のようにも見えますね。

【安藤委員長】 間違いなく、2つ目のグリーンネックレスは、協働なんかじゃなく、普通の事業者ですもんね。事業者入札ですよ。ただこのとき、NPO法人、私はこのときにちゃんと、企画を出しているときの知的財産権を言わないからだめなんです。持っていかれちゃうんです。だからそういう意味で、さっきの答申の中で知的財産権の主張とか、入れさせていただきましたけど、そういうことをきちんとやっていかないと、一生懸命努力したものをみんな持っていかれてしまうという、これは成り立たないですよ。

【山路委員】 一番最後の話がよくわからなかったんですが、適正料金の根拠というのが、常に、確かに委託金額の争いというのは常に起きるんですけども、これは明らかにおかしいということを行うためには、まず客観的な根拠が必要だと思うんですよ。

【川合副委員長】 それは間違いなくね。

【山路委員】 それがどうなのかということですよ。そここのところは、これだけでは総額の予算は出ているんだけど、例えば、介護報酬に基づくヘルパー派遣事業の報酬より、かくかくしかじか低いとか、あるいはここに、最後のほうに出ている障害者福祉の、自立支援法で認められている単価よりも低いとか、その単価を比較しないと、適正化どうかというのわからないですね。

【川合副委員長】 おっしゃるとおりです。それは、彼女たちはやっています。介護保険で言えば、時間単価4,200円だそうです。ところが、今されているのは、ほぼ同等の労力がかかるにもかかわらず、1,600円だそうです、時間単価が。それをまた、4,200円の単価の人を派遣せざるを得ないものですから、全く成り立たないということで、そのものの根拠は明確に持っているんです。ただ、そういう意味で言えば、にもかかわらず前進しないことに、僕はすごく違和感を感じています。

【山路委員】 だけど、それだったら拒否するしかないですよ。事業をやめるしかないですよ。

【川合副委員長】 そうです、そうです。

【安藤委員長】 これは今井委員が言ったように、協働じゃないですよ。

【今井委員】 もし受けた上で後で仕事が増えているならいいけど、お金増やしてくれて言えればいいんだけどというような気がしてならないんですけどね。

【安藤委員長】 だからね、ここで問題点は、1つは、今言ったように適正価格がどうなのかという問題とか、知的財産権がどうなのかということと、もう1個、多分これでね、私、今回の答申の中で本当に実現できるかどうかというのが1つかぎなんですけ

れども、これは1つの事業入札だと、私も今井さんが言ったように、そのとおりだと思うけど、協働だというんだったら、やっぱり第三者委員会で審査するというのをやらないと。審査するのも、単にNPO側を審査するんじゃないですよ。

【川合副委員長】　　そうです、両方です。

【安藤委員長】　　NPOもあるんだけど、私、今江東区でやっているのは、行政担当者に対してちゃんとヒアリングやるんですよ、正面切って。それがほんとに適正なのか、なぜそれを協働するのかというのをちゃんとヒアリングした上で審査して、これは協働事業として成り立たせられるといったときに、初めて俎上に乗つけるようにしてるんですけども、だから、行政担当者側も評価されなければならないですね。そうすると、それができると、今言ったようなことの適正価格に行っていないのに落としているといったら、それは違うでしょうという話になるんですね、第三者委員会から。審査委員会から。

【川合副委員長】　　そうですね。

【安藤委員長】　　そういう仕組みをどうつくるのですから。

【川合副委員長】　　そうですね。妥当な。このケースを見ているとそう思います。そこへ、だれか受けてあげてほしいという感じですよ。我々の仲間が、うちで言えば半分冗談で、それならNPO法人連絡会が受けて交渉にあたるなんて。だれも受けなきゃしょうがない、だれかがまとまって受けてほしいですね。

【玉山委員】　　多分、相手が一般企業だったら、適正価格を守らなければ、今井委員の言うようにけられるわけだし、侵害されれば、それはかなり大きな問題になるのに、なぜ相手がNPO法人だと、それがまかり通ってしまうのかなっていう。

【山路委員】　　まかり通るっていうこと、まだ入口の段階で断ればいいわけですから。

【川合副委員長】　　それをね、そうは簡単に、行政さんの関係があって、ほかの事業との関係がありますから、ずるずると。

【安藤委員長】　　だから、逆に言うと、私はもう1個、これは行政のほうだけ責めるんじゃないくて、NPO側ももうちょっと力をつけさせないと、ことわる勇気も含めてね、力をつけさせないといけない。それが多分、今後のNPO支援というのとNPOの推進という、この部分に、多分かかってくると思いますね。

【堀井委員】　　この、どの事例についていっても、断るということは簡単なんですけど、自分の市の、いろんな事情なわけだから、そこに思い入れもあるし、市民として、ここは頑張らなきゃっていうところですね。

【安藤委員長】　　わかるんだけど、さっき言ったNPO、一ボランティアグループだったらどうぞとなるんですが、NPO側だったらば、きちんと、さっきマネジメントというお話、さっきありましたけれども、これがほんとに続けることが、続けることが市民にとっていいのかという、その判断を、単に自分たちがやらなければやる人がいないから、とにかく頑張るというのでは、多分、進まない。だから、そこが多分、NPO側の持つマネジメント力なり、経営の力なり、そういうものが多分問われるというふうに思っているんです。だから、単に頑張ろうねっていうのは、ちょっとここはもう少しちゃんと力をつけなきゃいけないのかなという感じはしますよね。

【川合副委員長】　　でも、堀井さんそんな世界だよ。

【安藤委員長】　　そんな世界も……

【川合副委員長】　　頑張ろう、頑張るしかないのかな、なんて。

【堀井委員】　　さらに、東京都から事業を引っ張ってきたという、グリーンネックレ

スとしては責任があるというところがあって、住宅はでき上がってしまったし、まだ契約がいろいろもめていますけど、環境政策課で言えば、新しい事業なので、どういうふうに展開していったらいいか、お互いに相当詰めている話なんだけれど、最後まで、詰め切れないということ。

【安藤委員長】 それはわかります。だから、逆に言うと、そういうことを含めて多分ご提案は、市の職員の皆さん方が協働というものをきちんととらえ直してほしいということですね。それは、本委員会の起草の中でもって、ちゃんと、1つのルールをつくらなければいけないというのが、今言った契約の部分なものと、1つの協働ということに対する正しい理解を、市の職員は持ってほしいということでの研修プログラムだと思います。

【吉田委員】 これに至るまでの、行政側との協議だとか、そういったプロセスというのはないんですか。

【山路委員】 個別的にやっているから、なかなか。

【川合副委員長】 力負けですね。

【山路委員】 ただ、この前のヒアリングのときに、このネタがあれば、非常にこちらもやりやすかった。

【玉山委員】 このグリーンネックレスの件は、私、確認した覚えがあります。

【山路委員】 出た？

【玉山委員】 はい。というか、協働事業に載っていない、この事業があるのは知ってたんだけど、協働事業に載っていないのはどうしてですか。

【山路委員】 聞いた？

【玉山委員】 はい。

【山路委員】 よく覚えてないけど。こちらは事情がわからないから。

【玉山委員】 そうなんですか。

【山路委員】 教えてくればね。

【安藤委員長】 だから、そういう意味では、行政側も1つのルール、こうなってきましたから、行政側もNPO側も、協働というのはこういうものだという線の線がきちんと見えてくれば、それ以外は協働ではなくて、単なる事業入札です、事業委託ですっていうふうにすればいいわけです。場合によっては、ものによっては、これは事業の支援ですという、助成金もらえばいいんですっていう、区分けすればいいんですけど、何でもかんでも何かやると、みんな協働ですってなっちゃっているという感覚が、やっぱり行政側にも批判しなければいけないし、NPO側もそこをきちんと見直さなければいけないということでしょうね。

それで、川合さん、これ、一応、こういう提案というのをさせていただきましたけれども、今回、小委員会で議論してきたこの部分、これから多分議論しようとする部分なので、大体、物事はクリアされるという見方でよろしいですか。

【川合副委員長】 あとは支援組織の部分の中で、どういうふうに反映するかなというふうに思っています。

【安藤委員長】 この提案については、こういう提案があったということで、本委員会は受けとめて、説明も聞かせていただいたと。この部分については、この委員会の中では、これからつくっていくであろう基準なり、考え方の中で、いただいたこの提案はある程度網羅できるということで、対応したいということで、そういう判断でよろしい

ですか。

では、大分時間が押しちゃっていて申しわけないんですが、その次の今日のテーマになりますけれども、支援センター、前回の議論もしていただきましたけれども、それを踏まえて、支援センター、これはこうだということではなくて、起草の中で少し議論をさせていただきますので、起草の中に反映できるような形でもってご意見いただけるといいかなということで、センターのあり方についてというところを少し、資料が2つありますが、これはどうでしょうか、事務局のほうで簡単なご説明をいただけますか。

【事務局】 はい。実は、第8回委員会の、7月20日の委員会で、あり方についてある程度の議論をいたしました。目的、名称、場所、機能、特にソフト面の機能、既設設備、事業内容、運営方法、運営体制、ボランティアセンターとの関係等について議論をいただいているところがございますが、その時点で、まだ議論が完全には煮詰まっていないということで、今回の第9回に持ち越しました。

何が煮詰まっていないとか、何が不完全だということが、実は明確になってないんですけれども、まだ十分にご議論が、答申までに至っていないという、そういう雰囲気の中で第9回を迎えたわけでございますので、前回の議題をさらに進化していただくことが必要かなと思っています。追加することがあれば、ご議論いただきたいと思います。

なお、9-3ということで資料をお出ししました。これはたまたま私どもが視察に行ったとき、西東京の資料をもらったんですが、これは安藤委員長が座長をされて、平成20年10月に、これはセンターの設立に向けた提言書、これ、7回ほど委員会を開かれまして、市民懇談会も2回開かれまして、その都度、丁寧に議論なされたものの添付資料を除きまして、提言の部分のみ、これに資料としてお出しいたしました。いろいろ参考に供するところがありますので、ごらんいただきたいと思います。

特に、これに関しては新しい資料も出しておりませんので、以上です。

【安藤委員長】 ありがとうございます。

今、事務局のほうで説明いただきましたけれども、前回、すべて決めたわけではありませんし、わりあいとフリーにご意見をいただいた部分が多かったかと思います。センターそのものの位置づけみたいなどの議論もちょっとしていただきました。支援なのか協働なのかということも含めて議論をしていただきました。

そのところを少しははっきりさせていかなければいけないということもございますし、大きいのはこのセンターが持っている機能はどういう機能なのかという、これはもう一つ、今、ご説明いただきました西東京市のセンターのところに「必要な機能」ということで、私が座長をしながらまとめて書いたやつですので、そんなような機能が、これは一般論的に言われる部分かというのがありますが、そんなようなことで少しまとめていて。ですから、こういう機能が多分、見に行っていたいただいた三鷹及び調布についても同じような形で、機能を反映させていただいているというのが現実かと思います。

そういうことと、あといろいろな相談業務とか、センターの職員の構成とかということも含めて議論をしていただきました。そのことも含めて、西東京の中には運営主体ということも含めて、体制的なものも含めて全部網羅させていただいていますので、この辺のところについて、少しお読みいただきながらご意見いただけると大変ありがたいと思っております。

それで、もう一個言うと、ペラの1枚のチャート図がありますけれども、これは私がいつもいろいろなところで講演会なり研究会をやるときの支援センターの位置づけみた

いなことを説明するときにもいつも使わせていただいている図でございます。これは、西東京の市民懇談会をやるときにもこの図を使いながら説明していますので、それが全部反映されているという形になっていますので、文言で書いてあるものが図形化されたのが、このペラ1枚だと見ていただければいいかと思っております。

要は、市との関係も入れましたけれども、小金井市のはまだできておりませんけれども、いわゆる協働条例みたいな条例等がつくられてきた場合には、市と団体とありますが、その間はコーディネートするというのがセンター機能としてある。今ここで出された、今言われたような課題みたいなものも含めてコーディネーションしなければいけないというのが、センターにかかわってくる機能だろうと思います。

それから、左側のほうの「市民」と書いた上に「企業」と書いてありますけれども、基本的には企業と市民グループ、団体、NPOはそれぞれが協賛していただいたり、協働していただいたりするの自由にはやっていただきながらも、場合によっては、その辺のところもコーディネーションするというのも出てくるだろうけれども、そういう意味では、センター機能は一般市民という、下のところに「市民」と書いてありますが、一般市民、もしくはいろいろなスポーツや何かをやっているグループもあるでしょうし、そういったところも、場合によってはこういう活動にぐっと引っ張っていくための役割もあるだろうし、それなりに活動しているNPO法人、任意の団体、それから既存のさまざまな団体に対しても働きかけていくというコーディネーションなりネットワークの機能というのが、この支援センターに求められるだろうということで、ちょっとそんなような位置関係図をつくったものでございます。大体これは西東京のこの答申の中に入っているかと思っております。

もう一個、支援センターの運営主体というのが、西東京のところの7ページにあるんですが、いろいろな議論をしながら、西東京でいくと、調布でやったのも同じなんですが、1つは何らかの法人格を持っている、これはいろいろな形の委託とか、そういうことになっていますから、法人格があるほうがいいというふうにしております。

もう一つ重要なのが、さっき図形の中でも入れましたけれども、皆さん方のようないろいろな形の団体、任意のところがあれば、法人格を持ったところがあれば、既存の大きい団体もあればというふうになります。そういうところのネットワークが組めるような力を持つ、そういう機能を持つ、そういうところでないで運営していくときにはだめだろうということで、そういうこと。

それから、先ほどの委託契約のところにもありますけれども、そういうことをやる時に、民間財源なり寄附金なり、事業収入というのものもあるんですが、ここに入れましたけれども、そういったことがきちんと受けられやすい、つくりやすいような運営主体でないでだめだろうということを入れていきます。

もう一個重要なのが、さっき問題があるようなことで出されました、きちんとそういったことも含めて、行政に対して、またNPOに対してもきちんと提案していくような力を持つということが、この運営主体には課せられるだろうと思っております。だから、言われたことだけやるんじゃなくて、ちゃんとこういう情報を発信して意見を言うていくという政策提案機能を持つ、それにはきちんとした運営委員会が構成されているということが必要条件ではないだろうかと思っております。

そんなようなことを西東京の場合にはまとめさせていただいたということでございます。

私のほうは、西東京の部分は自分がまとめた部分がありますから、その説明をさせていただきます。これで、皆さんのほうでそんなことも含めながら、小金井市としてどんな機能を持たせるべきかということのご意見を、ざっくばらんにいただけるのかと、それをもって起草委員会の中で議論させていただければと思います。

【吉田委員】 それに関してなんですけれども、20年、3年前にこれがつくられた。

【安藤委員長】 西東京はそうですね。

【吉田委員】 つまりその3年間の過程、動きというのはどうなんですか。

【安藤委員長】 つくってから今までですか。

【吉田委員】 そうです。

【安藤委員長】 今、それなりに結構動いていただいています。汚い、狭いところで動いていただいておりますが、ちょっと行政のほうのとらえ方が若干違って、これが先ほど行政側の委託金と同じもので、非常に低い経費でもってやらざるを得ないことになっているというのが事実です。金額まで、私、提案していませんでしたから。当然、人数配置をこれに入れたら、その部分の体制を組むのが普通なんですけれども、そうじゃない金額で、相当値切ってきましたので、相当運営上はきつい状況になっているのが実態です。

【山路委員】 金額はともかくというか、大事なんだけれども、だけどその中身の話として、ここに言われている「条例等に基づく協働」、それを受けてのコーディネートという役割をどこまで果たしているかということですよ。それはどうなんですか。

【安藤委員長】 基本的には、ここの運営にかかわったり、運営委員のメンバー、運営委員会の中に地元のいろいろなさまざまなNPOがありますので、そういうことからいって、実際の市との関係——市との関係はちょっとまだ弱いんですけれども、それなりにコーディネーションということで動きはとっているのは事実です。体制的には必ずしも十分ではないです。

【山路委員】 今言われた、例えば協働事業を行政が金を出してやっていくに当たっての第三者委員会的な機能というのが。

【安藤委員長】 まだ使っていないですね。

【山路委員】 まだやっていないというのは、行政の中にもそういうことは。

【安藤委員長】 西東京はまだないと思います。

【山路委員】 ないわけですね。となると、まさしく市民団体、NPOの中間支援的な研修とか情報提供とか。

【安藤委員長】 そうです。どちらかというと、今やっているのは、条例に基づく協働でない、こっちの下の部分です。

【山路委員】 それは、やろうと思ったらできますよね。それはちゃんとした中身にするというのは大変でしょうけれども、できないわけじゃない。問題は、行政自体が変わらなきゃ、なかなかそういう協働事業ができないということですよ、本来の意味で。

【安藤委員長】 それはいつでも問題になるんです。調布も同じです。

【山路委員】 この図は、確かによくわかるんですけども、我々は昔、新聞記者をやっていたときに批判していたのは、絵にかいたもちだということをよく言ったわけですよ。そうなりかねないようにするためにはどうすればいいのかという話ですね。

【安藤委員長】 そういうことですね。

【今井委員】 委員長、こういうセンターって、行政としてはつくってほしくないんですかね。

【安藤委員長】 行政として？ 行政として、私はつくってほしいと思いますよ。

【今井委員】 ほしいと思っているんですかね。

【安藤委員長】 機能がほんとうに発揮できたらね。

【今井委員】 つくってほしいんだったら、多分うまくいくんじゃないのかなと思うんですよ、何となく。つくられて困るなどになると、なかなかスムーズに行くには。そうすると、センター長という人をとてつもなく影響力のある人か何かにしておかないと、だれも言うこと聞かないとかということになるかもしれないし、それはつくってもらったほうがスムーズに行くと思う人もいれば……。

【安藤委員長】 行政は、つくってもらいたいと言いつつ、実際の運営になると、さっきの委託契約じゃないんだけど、あれが全部邪魔してくるんです。それで悩んでいるのが西東京、これは典型的な部分ですね、西東京は。

【山路委員】 仕組みの問題ですか。

【安藤委員長】 はい。

【山路委員】 ただ、意識の問題からいっても、第三の権力みたいなものを嫌う癖がありますよね、行政というのは。だから、確かに第三の権力というのは、あんまり適当な名前ではないんだけど、やっぱり邪魔くさいと。

【安藤委員長】 力を持つとね。

【山路委員】 こうなったら、ここの役割はもちろん第三の権力になっちゃいけないんだけど、しかしそれなりに実際、力がないと、実際、行政における条例に基づく協働というのはできっこないですよ。

【安藤委員長】 そうです。

【白井委員】 第三者機関みたいなものを持っている先進自治体はあるんですか。

【安藤委員長】 第三者的なものを持っているのは、狛江が持っています。狛江は審議会という形で条例の中に位置づけていますから、相当の力を持っています。

【玉山委員】 その審議会は常設なんですか。

【安藤委員長】 常設です。それは補助金か委託金から、別にここにかかわらないですが、すべてのものを見る権限を持っていますから。

【吉田委員】 その人選はどういうふうになっているんですか。

【安藤委員長】 人選ですか。市民委員を相当入れています。有識者を入れて、市民委員を入れて。

【吉田委員】 学識経験者、いろいろと出ているんでしょうけれども、どうやって市民を選定するかというのが1つ。第三者委員会の、また委員会という、選定委員会みたいな。

【安藤委員長】 委員会をつくる時にそういったものを強力、強烈な形で突っ込むというのが1つ。あとは、委員会をつくったら、委員会のメンバーたちを次送りするしかないでしょうね。

【玉山委員】 イメージとしては。

【安藤委員長】 権限を持ってね。だから、狛江は基本的に地元の人なんですけど、基本的には地元で、今、NPOセンターの山岡さんが頭に立ちながら、私はあそこに入るという形でやっていますけどね。

【飯野委員】 この間、三鷹に見学に行ったときに、9年ぐらいたつとかっておっしゃっていたかしら、まず市民と行政との、まさに一体化したような、話し合いを何回持ったかわからないとおっしゃっていて、だけれども、まず一步踏み出すと、どんどんそれが発展していくということをおっしゃって、とてもそれが印象に残ったんです。決して、個人では何もできないけれども、それが人数が多くなるに従って、その輪が大きくなっていくわけですから、話し合うことではなくて、そこを踏み出すのが大事だというふうにおっしゃったのが印象に残っています。

市長さんが一番お気に入りなんだそうですね。それで、市長さんが市民の立場にいらしたときそれを言い出したので、最後には市民から市長さんに上り詰めて、そしてその間、関係がうまくいくようになったということなんです。

結局、個人なんていう域は乗り越えて、もちろん個人という、私たちも小金井市は個人じゃなくて、市民という呼び方で皆さん認識を新たにしていっていただきたいと思っていますけれども、結局、今、所長さんという方は、建物をここに据えたことについてちょっと触れられたんですけれども、そのときに私は市役所の課長とか何かもやっていて、そして市民の協働センターという名前がついたんですけれども、そこのセンター長もやっていますと紹介してくださって、何の違和感もなく、市民の方がいっぱい寄り合って、会った人と何かを始めるということも非常に大事だということをおっしゃってくださったので、そこまでいかないとしても、できれば市民の意識がそういうふうに変わっていくように、委員会で私がこういうふうに出させていただいたことも、ほんとうに大きく育てていただいたことも、やればやれなくないわけですから、1人では何もできない、考えてたって、行動を起こさないとも何もそれができないわけですから、三鷹の先輩たちのなさったことは、とってもいい影響というか、感動だったと思っています。

また、ちょっとつけ足しで申しわけないんですけれども、今、いろいろ条例化というのも希望としては持っていきたいと思っているんですけれども、それが参加条例というのはできたけれども、そこへ至るまでも、堀井さんがお話し合いを何回持ったかわからないとおっしゃいましたけれども、ようやくそれは認められたわけですから、そこへ協働を今度はどう位置づけていくかということで、私は、できたら、改革の条例案というのかしら、そこに協働を含めた改革条例というものを、できたらこの委員会で作くり上げて、参加と協働とがマッチした条例というものにつくり変えていきたくったと思っていますけれども、もうこういうふうきれいに整理されて、おまとめいただいたものですから、それは今、私ちょっと、強制的に強く言いたくはないんですけれども、今度「協働」という言葉が出てきたときには、それ相応に考えて、臨機応変にやっていくのが、今、小金井市には大事なことではないかと思っています。

以上です。

【安藤委員長】 ありがとうございます。今言われたように、参加条例はあるんだけど協働条例はなくて、参加条例の中に若干協働が含まれているという、まだちゃんとしているわけじゃないので、これは別にどうするかというのは、また後々の議論になると思います。協働条例1本にするのか、別々のほうがいいのかというのは、今、飯野さんが言っていたように、その場合における行政の臨機応変さが必要になるのかもしれないけれども、それによって進めていくしかないのかなと思っていますので、無理やり1本にするか、2本でする必要性があるかは結論は出ませんので、それは議論は

あったことは間違いないんですが。

【飯野委員】 どうもありがとうございます。

【吉田委員】 それと、今井委員が、いわゆる市だとか地方自治体がやる気があるのかという質問、それからまた、委員長はよく行政に改革の意思がかなり弱いんじゃないかということなんですが、そこでちょっと私見なんですけれども、1つは地方財政がかなり厳しい状況、それに予算がなかなかつけれない。それから2番目に、いわゆる人事の硬直化というものがされている、癒着も含めてね。そういったことが1つ、僕は官吏じゃないし、地方公務員でも、経験ないんですけれども、一方に僕はそれがあるものだ。

じゃあ、どうすればいいかということになると思うんですね。そこにはNPOも含めて、付加価値のある、やはり住みよいまちづくりというのは、市が引っ張らなきゃいけないわけですから、それも絶対間違っていないし、行政も市民も、僕はそこは共通点があると思うんです。だから、それを乗り越えるための味つけというか、企画案というか、そういったものがすごく必要じゃないかと。だから、一方的な行政だけじゃない、我々の、発注側もそういうことが必要かという感じはします。

【安藤委員長】 だから、そういう意味でいったときに、行政は1つのルールでない、規則でない動けない部分があるので、それを一個一個、少し言えば、契約のことからずっと入りましたけれども、予算づけはみんなそうですね。それを少しずつ変えていく、それで皆さんが言ったように、職員の意識構造を変えるには、念仏を唱えてもだめですから、そうすると契約の仕組みはこうなんです、こうなんですというルールをある程度示しておいて、それにのっとるような形でやるのを繰り返すことによって、職員の意識を変えていくしかないけれども、もう一個こっち側でちゃんと研修というのをやりながら、協働というのは非常に重要なんだと。これは多分間違いない流れで、単にお金の問題じゃなくて、大きい流れの中では、自治基本条例を全国的につくっていく、いわゆる地方分権化ということがはっきり打ち出されていますから、そうすると自治基本条例をつくるという動きになってきています。

自治基本条例の中の大きい柱は市民参加なんです。市民参加と協働なんですよ。そうすると、そのことがきちんと位置づけられるかということが、今、求められていて、それに対して行政職員も、今、何でも空中的なことと思っているけど、間違いなく自治基本条例はできて、これが参加と協働条例なのかわかりませんが、なっていくときに、これは間違いなく手続条例に近いものになってきますよね。もう一回つくり変えなければいけない。そうすると、確実に、一緒になって市民とやらざるを得ないというところに追い込まれていくのは、そんな先じゃないわけですよ。

だから、そういう大きい流れの中でもって、だから今、政府も必死になって、これ、政府が言っているのは、別に今の政権が言っているわけじゃなくて、法改正したのは議員連盟というのがありまして、頭は加藤紘一ですから自民党ですから、それに社民党とか民主党がみんなくっついて、一気に全会派でもってこれを通したといういきさつがありますから、流れとしては、この流れはそんなに大きく狂わないというところまで来ているんです。お金の問題は、多分大きな問題として次に出てくると思いますが、仕組みの問題としては、大きい流れで今、動いているというところですよ。

だから、そういう意味では、おそらく地方自治体がやる気があるのかないのかというならば、私も多分ないと思いますよ、職員は。ただし、市長はやる気はあるという。だ

から、トップと下の乖離がちょっとあるんでしょうね、きっとね。

【今井委員】 ちょっとそこを私、言おうと思ったんですけども、トップがやる気ないというの逆にありますよ。例えば、課長はすごくやる気があっても、要はトップが首を縦に振らないから結局動けないという状態は、今もちょっと、私がやっているところであるんですけども、そこまでこのところのあれがうまく機能してくれると、お金が動く事業以外のものときに非常にそれが多いですよね。お金のことは大体、金どうしようかで落としどころになるんですけども、お金が絡まないものに関しては、ほんとうに上が首を縦に振らないとできないということが多くなっていますね。

【安藤委員長】 そうですね。

【玉山委員】 それに関連して、さっき山路先生が絵にかいたもちにならないようにするためには、このセンターが力をつけることが大事とおっしゃったじゃないですか、委員長も。力のつけ方って、どんな感じのものがあるのかと。

【安藤委員長】 いかがでしょうね。

【玉山委員】 例えば、種類とかあるわけですか。こういう力のつけ方とか。

【安藤委員長】 これは、やっぱり市民ですよ、活動している人たちがどれだけ意見を言うかですよ、正面切って。

【玉山委員】 切磋琢磨してつくり上げていく。

【安藤委員長】 そう。それを受けとめられるキャパを持ってもらわないとだめなんですね。キャパを持ってもらわないと。やれるかやれないかは別ですよ、やれるかやれないかは別なんですけど、それはそうだけど今できないんですけどということを含めて、受けとめるキャパを持つかどうかです。

【玉山委員】 キャパを持つのはだれですか。

【安藤委員長】 それは職員なり……。

【玉山委員】 行政の人たち。

【安藤委員長】 行政もそうだけど、センターといった場合には、センターの運営委員、職員、そういうものが全部そうです。

【山路委員】 じゃあ市民もキャパを持たないと。

【安藤委員長】 そう、市民もキャパを持たないと。

【川合副委員長】 我々自身がね。

【安藤委員長】 そう。

【堀井委員】 センターの運営委員というのは、結局市民がそこを担っていくという形になるんですよ。

【安藤委員長】 基本的には、西東京のところにも入れましたけれども、市民ですよ。活動している人たち、市民が主体になるということが必要ですね。

【玉山委員】 それが力なんですね。

【安藤委員長】 そう。

【今井委員】 センター長が切れ者じゃないとだめですよ。

【安藤委員長】 それなりに思いを持っていただかないとだめですよ。

【玉山委員】 市民のことも行政のこともよく知っている人がいますよね。

【堀井委員】 そういう人は公募で選ぶという形になるんでしょうね。

【安藤委員長】 それは公募でしょうね。ちょっとそれは、この議論というか、公募というのはいいと思いますけれども、そういったものも起草委員会の中でぜひ議論し

ていく必要性があるかと思います。公募でいいのか、公募じゃないほうがいいのか。

ただ、公募じゃないというのがちょっと気になるのは、これはいいか悪いかは別問題ですよ。いいか悪いかは別問題。行政の人が来てしまうということと、それがずっとなっちゃう、行政の人もいい人もいっぱいいますから、そういう人がなっていた後、ずっと行政の人になると、行政の人、いい人もそうでない人もいますので、そうなる硬直化するんです。だから、そういう意味では、常に、行政の人がなるのではなくて、民間の人になるし、行政の人になってもいいしという、ここの仕組みをつくってやらないといけないと思います。

【今井委員】 二本立てがいいですよ。行政の人がいて、民間の人が入っていて、同じだけのポジションというのがいいと思いますよ。

【安藤委員長】 そうそう。だから、そういう仕掛けが必要なんですよ。そうすると、硬直化しないんですよ。

【堀井委員】 三鷹のセンター長は行政の方。

【安藤委員長】 行政の人ですよ。

【今井委員】 行政の人もいいのがいるんですけどね。

【堀井委員】 だから、それもいい人でないとね、確かに。

【安藤委員長】 そうです。だから、彼はあれをつくってるときからずっといたんですよ。市民の、議論をするときの中にいたから、動きはわかるんですよ。だから、そういう人……。

【白井委員】 しっかりされた人でしたよね。

【安藤委員長】 しっかりしたかどうかはわかりませんが。

【白井委員】 でも、三鷹はトップもそういうことに強いらしいですよ。

【安藤委員長】 市長はもともとあれをつくる前から、一メンバーでこれをつくってきた、夜、夜中、大体やっていたんだから、あそこで。

【川合副委員長】 三鷹はうらやましいけど、ちょっとサンプルにはならないよね。周りが、上見てますから。部課長さんも多分そう。

【玉山委員】 歴史が違うんでしょうけれども、でもなるべく目指して。

【川合副委員長】 残念ながらね。あれを目指したいですけどね。

【安藤委員長】 目指すしかないですね。

今言われたようなことも起草の中で少し議論していただくといいかと思います。ほかに、どうしても、センターとしてこんな機能を持ってほしいとか、これだけ持ってほしいとか、これだけは持たないでくれとか、何かありますか。

【川合副委員長】 この提言書の中でいえば、役割は順番に書いてあるんだけど、その中で評価機関、評価機能というのはこういうところに持たせちゃだめなんですかね。

【安藤委員長】 どれですか。

【川合副委員長】 支援センター。

【安藤委員長】 これはやっちゃいけません。なぜ外に置くかというふうにしたのは、これはセンターの運営についての評価だから。自分中心でやっちゃいけないんです。これは第三者に置かないといけないということで、こういう形です。ただ、今議論していただいたような、それぞれが協働したり、団体のそういうことについては、ここがもしくは第三者評価によって客観的評価をするのはできるけど、9ページの文について、評価方法は、これはあくまでもセンターの評価ですから、自分のことを自分で評価するの

はありだけど。

【川合副委員長】 それはなしです。

【安藤委員長】 結論は、そこではだめですというのが書いてあります。

【川合副委員長】 先ほど、私たちが説明しましたけれども、いろいろな意味で公正な評価と、それに対する是正勧告ということをしごく期待をしてしまうんですね。それはだれが果たすのかということ、やっぱりここに僕は期待するしかないのかなど。その意味では、たまたま西東京のあれに関しては、必要な機能の中に入っていませんけれども、小金井の場合はそういう協働事業を評価するミッション、コーディネーションミッションでもいいかもしれないけれども、持たせたいなと思います。

【安藤委員長】 わかりました。それは入れるということですね。

【山路委員】 だから、中間支援センターの活動自体も、絶えず外部評価されて、それ自体が第三者の権力にならないように、自己満足しないようなチェック機能を持たせることが大事ですよ。

【安藤委員長】 そうです。

【山路委員】 それも盛り込んでもらいたいと思うんですね。あと、できるだけ志を高くですとか。ただ、中間支援センターのあり方をどうするかということに限定せず、これからの地域社会、特に少子高齢化の中で協働ということは大事だし、その中核的な役割を担うのが中間支援センターなんだという位置づけをきちっとするということが大事ですよ。

【安藤委員長】 ちょっと時間が過ぎてきていますので、土台をつくらさせていただきます、いわゆる起草という形で少し整理させていただいたところで、皆さんにまた議論をしていただくということで進めさせていただきたいと思いますので、今日いただいたご意見は、起草委員会の中で反映させていただくという、そんな段取りでいきたいと思えます。ついては、起草委員会なんです、起草委員会について、すみません、事務局のほう説明いただいてもいいですか。

【鈴木課長】 本日は市議会開催中ということで、先ほどまでやっておりまして、参加がおくれてまして申しわけございませんでした。

いよいよ今年度末の答申に向けて、起草委員会のほうを発足していきたいと考えておりますが、これまで皆さんにご議論いただいたことを踏まえて、起草委員の方5名を選出させていただきたいと考えております。

事務局といたしましては、この起草委員のほうに本委員会の正副委員長、並びに実態調査の小委員会のほうで小委員長を務めていただきました山路委員、この3名の方につきましては、ぜひ起草委員のほうに入りたいという思いを持っております。残りの2名の方につきましては、ぜひという方に挙手していただいて、決めていただければと考えておりますので、その方向でひとつ皆さんでお決めいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【安藤委員長】 起草委員会、5名という枠の中で検討してくださいということでございますので、基本的には今言われたように、正副2名と小委員会委員長山路委員1名ということで3名で、あと2名でございますけれども、どなたかお手をお挙げいただけますか。起草委員会。

【白井委員】 どのくらいの頻度であるんですしたっけ。

【事務局】 一応予定では10月に2回と12月に2回開催です。

【川合副委員長】 1 1月はやらないんですけどっけ。

【事務局】 1 1月は予定では市民懇談会を1回挟んで。

【安藤委員長】 だからそれも含めると5回だよな。

【事務局】 そうですね。

【安藤委員長】 そういうことを含めるとね。

【事務局】 6回、市民懇談会は2回。

【安藤委員長】 2回やると6回だ。

【事務局】 6回程度。

【安藤委員長】 ちょっとそれだけでまとまるかどうかわからないから、プラスちょっとあるかと思いますが、そのぐらいの頻度だということで。玉山委員、やっていただけますか。

【玉山委員】 いいですか。

【安藤委員長】 はい。

【白井委員】 じゃ、僕もやります。

【安藤委員長】 白井委員、いいですか。

【白井委員】 はい。

【安藤委員長】 じゃあ、玉井委員と白井委員ということで、お二人、ちょっと全然許可をとっていませんけれども、山路委員と川合委員はよろしいでしょうか。

【山路委員】 もう行きがかり上はやらさせていただきます。

【安藤委員長】 ありがとうございます。そしたら、今言いました正副委員長、山路小委員長、それから玉山委員と白井委員ということで、5人体制で起草のほうにかからせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

— 了 —